

佐賀県訓令甲第八号

健康福祉本部

佐賀県立希望の家

佐賀県立みどり園

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十七号）
- 二 佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十三号）

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。